

第36回学長選考会議議事概要

日時 平成28年6月16日(木) 15時30分～16時35分
場所 本部棟 特別会議室
出席者 國澤(議長)、上村、林、矢部、向、柴田、樫見、鏡味、青木、上杉、堀
欠席者 川本、中西、金子
オブザーバー 村本、石原

議事に先立ち、議長から前回議事の確認が行われ、今後、公表する議事概要には本会議における議論の趣旨、主な意見を付記することとなった。

1 議事

(1) 国立大学法人金沢大学学長選考規則等の改正

事務局から、[資料1]から[資料4]に基づき国立大学法人金沢大学学長選考規則等の改正について説明があり、審議の結果、次のとおり承認された。

○国立大学法人金沢大学規則の改正

原案のとおり承認された。

○国立大学法人金沢大学学長選考規則の改正

以下のとおり修正を行うことで、承認された。

- ・第12条第9項の「第11条第5項」を「第11条第4項」に修正する。
- ・改正案の「学内ヒアリング」は、学長選考会議が学長候補者に教職員に対し所信を表明する機会を与えるため、意向投票の実施の有無にかかわらず実施するものであり、現行の学内ヒアリングと趣旨が異なることになるので、その名称を含む規定ぶりを修正する。
- ・第12条第1項について、再任2回目の選考を通常の方法とし、再任1回目の選考を通常の方法によらない特例とすることが伝わる規定ぶりに修正する。

○国立大学法人金沢大学学長選考実施細則の改正

原案のとおり承認された。

〈主な意見〉

○国立大学法人金沢大学学長選考規則の改正

- ・「学内ヒアリング」とは、意向投票のために投票資格者に対して実施されるものと考えるので、意向投票が行われない場合は実施する意味がない。
- ・学長候補者が教職員に対し所信を表明する機会は必要である。特に、学外からの候補者にとっては学内にアピールできる場になる。
- ・一般の教職員が候補者に対して質問を行うことが、重要である。また、その質問に対する候補者の回答ぶりが、学長選考会議の判断材料になる。
- ・学長選考の過程において、ステークホルダーである教職員からの意見を汲みあげる機会がないと、本会議の決定について教職員から納得が得られない。

- ・ 現行の学内ヒアリングと改正案の学内ヒアリングは、実施の趣旨が異なるものになるので、名称が同じままでは誤解が生まれる。
- ・ 改正方針では、再任2回目は通常の選考方法を取り、再任1回目が特例の選考方法をとることになっているが、改正案ではその点が読みづらい。再任1回目の選考方法をただし書きにすべきである。

次回開催予定

◎第37回学長選考会議 10月20日（木）経営協議会終了後